

新公審査答申（情）第8号  
令和4年10月26日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

平成31年2月26日付け、新民生第628号の2によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、平成31年1月10日付け、新広聴第429号の5により行った一部公開決定において、非公開とした委託料の部分は公開すべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成30年12月4日、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「新潟市民専用の法律・民事・人権に関する無料相談」で市と新潟県弁護士会（以下「県弁護士会」という。）が結んでいる契約（以下「本件契約」という。）内容を示すもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求した。
- 2 実施機関は、平成30年12月19日、本件請求文書に第三者に関する情報が記録されていることから、条例第9条の3第1項の規定により、第三者に対し、本件請求文書に係る意見照会を行うとともに、同日、公開決定等の期間を延長し審査請求人に通知した。
- 3 第三者は、平成30年12月28日、実施機関に対し、本件請求文書のうち、法人の印影及び委託料について公開に反対する意見書を提出した。
- 4 実施機関は、本件請求文書を、法律相談業務委託契約書（以下「本件対象文書」という。）と特定し、そのうち一部が、条例第6条第3号アに該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、平成31年1月10日付けで審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、平成31年1月11日付けで、本件決定を不服として審査請求（以

下「本件審査請求」という。)を行った。

6 実施機関は、平成31年2月26日、条例第12条の規定に基づき、当審査会に諮問した。

7 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

平成31年2月26日	諮問書受理
平成31年3月12日	実施機関から弁明書受理
平成31年3月27日	審査請求人から弁明に対する意見書受理
令和3年11月30日	審査会開催（第1回）
令和3年12月20日	審査会開催（第2回）
令和4年1月31日	審査会開催（第3回）
令和4年2月22日	審査会開催（第4回）
令和4年3月29日	審査会開催（第5回）
令和4年5月23日	審査会開催（第6回）
令和4年6月20日	審査会開催（第7回）
令和4年7月25日	審査会開催（第8回）
令和4年8月26日	審査会開催（第9回）
令和4年10月24日	審査会開催（第10回）

### 第3 審査請求人の主張

審査請求書、弁明に対する意見書及び口頭意見陳述聴取結果記録書を確認したところ、審査請求人が主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

1 委託料は新潟市が市税で支払っている。非公開の理由について実施機関に電話で確認したところ「県弁護士会に問い合わせたところ開示しないでほしい」との要請があり、検討した結果、一部公開することとした」と説明した。法律、規定に基づいて開示されなければならない。市と他との契約では開示している。なぜ、県弁護士会だけが、一部公開になるのか。

「公にされることで法人の競争上の地位等が害されるおそれがあるため」としているが、県弁護士会は一つだけであり、他に競争相手はいない。従って、無料相談の相談会場、実施日等から、県弁護士会以外の契約は不可能である。入札によって契約ができない以上、競争上の地位等が害されるおそれはない。

2 (1) 後述第4の1については、事務処理を行ったことを記載しているに過ぎず、「法律・規定に基づいて開示しなければならない」の弁明になっていない。

(2) 後述第4の2については、本件は随意契約であり、競争入札ではない。他の随意契約は公開しているのに、なぜ、本件は公開しないのかの弁明がされていない。

(3) 後述第4の3については、審査請求の理由に記載したとおり、本件は県弁護

士会以外の契約は不可能であり、入札によって契約ができない。よって「県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はない。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件請求文書を新潟市と県弁護士会がとの間で契約を締結している「法律相談業務委託契約書」と特定し、本件決定を行った理由について、本件審査請求は委託料の非公開に対するものであると認識し、これについて弁明する。

##### 1 前述第3の1の「法律・規定に基づいて開示しなければならない」に対する弁明について

当該契約書には、県弁護士会に関する情報が記録されているため、条例の規定に基づいて、審査請求人に公開決定等期間延長を通知したうえで、県弁護士会に第三者意見の照会を行うなど、情報公開にかかる事務処理を行い、本件決定の判断をした。

##### 2 前述第3の1の「市と他との契約では開示している。なぜ、県弁護士会だけが、一部公開になるのか」に対する弁明について

本市は、競争入札による契約金額1,000万円以上の業務委託契約を市ホームページで公開しているが、契約金額の内訳は記載なく、随意契約を含めたすべての契約案件を一律に公開しているものではない。なお、契約締結後の契約書の公開はしておらず、情報公開請求があった場合に、個別に判断している。

##### 3 前述第3の1の「競争上の地位等が害されるおそれはない」に対する弁明について

県弁護士会との契約方法は随意契約だが、当該契約書第3条には、1回につき3時間の委託料及び相談会場別に交通費相当分を加算した額を記載しており、時間あたりの単価は容易に判別できる。一方、県弁護士会は、法律相談窓口に弁護士を派遣する本市と同様の契約を複数の行政機関や公共団体等と契約していることから、一般に知られることのない法人の運営（個別の取引内容及び財務状況）に関する情報にあたる当該契約書の委託料を公にすることは、県弁護士会の他の契約において、県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、本案件の情報公開請求において、当該契約書に記載される委託料を非公開としたものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書の一部が条例第6条第3号アに該当するとして、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたも

のである。また、前述第3の審査請求人の主張及び第4の実施機関の主張から、本件審査請求の趣旨が委託料の公開であると解して、以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

## 2 本件決定について

- (1) 実施機関は、本件対象文書の委託料を公にすることは、県弁護士会の他の契約において、県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、条例第6条第3号アに該当するとして非公開としたと主張する。
- (2) ところで、条例第6条第3号アは、「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とある。
- (3) 当審査会で、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、一回あたりの委託料、税額、会場ごとに交通費相当分を加算した委託料及び法人の代表者印が記載されていた。
- (4) また、県弁護士会という団体は一つだけであり、競争しうる対象が当審査会において容易に理解できないことから、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」についての非公開理由を実施機関に確認したところ、おおむね以下の説明があった。

ア 委託契約の相手方である弁護士会は、法律相談窓口に弁護士を派遣する本件契約と同様の契約を、他の行政機関や公共団体とも締結している。一般に知られることのない法人の運営（個別の取引内容）に関する情報を公開することにより、本市との安価な契約情報を得ることが可能となり、その情報が今後、他団体が県弁護士会との同様の契約において減額交渉の材料となり、このことにより、県弁護士会の事業活動において「競争上の地位その他正当な利益」にマイナスの影響を与えるおそれがある。したがって、県弁護士会から見た場合の、本件契約と他の行政機関の契約を競争しうる対象と想定している。

イ 一般に知られることのない個別の取引内容に関する情報であり、一般的な相場と比較して安価な本市の契約が公開されると、県弁護士会が他の行政機関と行う同様の契約の協議等の際に、減額交渉の材料となって契約の減額に波及する懸念があり、県弁護士会が行う法律相談窓口に弁護士を派遣する事業活動に不利益となるおそれがある。

ウ 本市への派遣回数が年間200回を超えるなど、大口の契約であり、他団体等と比較して安価な契約となっているものと考えられる。

- (5) 上記のとおり実施機関の説明を受けたが、本件において県弁護士会の契約の相手は行政機関である新潟市である。よって、安価な契約であるか否かは、新潟市と同じ立場になる他の行政機関の委託料と比較することで判断できるが、実施機関による「一般的な相場と比較して」という説明のみでは説得力がなく、また、契約の減額に波及されるという懸念に関する説明にも合理性を見出しがたい。し

たがって、本件対象文書に記載の委託料を公にしたとしても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の主張には十分な論拠を見出すことができないため、条例第6条第3号アに該当する事由は認められない。よって、審査請求人が主張する委託料部分については公開することが妥当である。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 池睦美、委員 岩寄勝成